

11 児童虐待の防止



児童虐待とは

保護者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を、児童虐待といいます。

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、ときにはその生命までも脅かすことがあります。また、子どもの心に深い傷となって残り、不信感や敵意、絶望感などがその後の人格形成に大きな影響を与えることもあります。

児童虐待は一般的に次のような4つのタイプに分類されますが、これらの行為は重複していることがあります。

身体的虐待

殴る、蹴る、タバコの火を押しつける、溺れさせる、戸外に締め出すなど、身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をいいます。

ネグレクト

食事を十分に与えない、汚れた衣服を着続けさせる、病気にかかっても医師にみせない、登校させない、乳幼児を自動車の中に放置するなど、子どもの心身の健やかな発達を損なうほどの不適切な養育や子どもの安全に対する重大な不注意や無関心をいいます。また、保護者以外の同居人の虐待行為を放置する行為も含まれます。

性的虐待

子どもと性交をしたり、子どもに性器やアダルトビデオを見せたり、ポルノ写真の被写体に強要するなど、子どもにわいせつな行為をすること、させる行為をいいます。

心理的虐待

おびえるほど大声で怒鳴る、子どもを無視する、ほかのきょうだいと差別するなど、言葉による脅かしや拒否的態度などで子どもの心を傷つける行為をいいます。また、子どもの目の前で家族に対して暴言や暴力をふるうドメスティック・バイオレンス(DV)も含まれます。

体罰は法律で禁止されています

児童福祉法等の改正法により、子どもに体罰を加えてはならないことが定めされました。

- ことばで3回注意したけれど言うことを聞かないで、頬を叩いた
- 他人の物を取ったので、お尻を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので、夕御飯を与えなかつた など

▶これらは全て体罰であり、法律で禁止されている行為です。

たとえしつけのためだと保護者が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。

児童虐待かも?と思ったら迷わず通告・相談してください。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告する義務があります。

(児童虐待防止法第6条と児童福祉法第25条に規定)

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- 衣類やからだがいつも汚れている
- 表情が乏しい、活気がない
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 落ち着きがなく乱暴である
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

通告・相談のあったケースは、子ども総合相談センターや児童相談所が慎重に調査をして対応します。通告者が虐待かどうかを判断する必要はありません。また、旭川市や関係機関・団体で構成する「旭川市子ども・女性支援ネットワーク」で情報交換、協議等を行い、支援します。

- ▶通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- ▶通告・相談しても守秘義務に違反することはありません。
- ▶通告した後に虐待でないと分かっても責任を問われることはありません。
- ▶通告者は匿名でもかまいません。

児童虐待はなぜ起こるのでしょう

児童虐待は、子育ての不安が強かったり、夫婦関係の不仲、働きたいのに働けない、親の介護等、様々な不安とストレスによって引き起こされることが考えられます。

子育ての大変さを家族や周囲の人になかなか分かってもらえず、親自身も苦しんでいたり、孤独だったりして、そのストレスが子どもに向かってしまい、虐待につながってしまうこともあります。

子育てをする中での不安や悩みは決して特別なものではなく、児童虐待は、どこの家庭にも起こり得ます。子育て中の親と子どもが孤立し、虐待に至ってしまうことのないよう、地域が連携し、支援することが不可欠です。

子育てや子どもとの生活の相談

困ったとき、つらいとき、苦しいときは、一人で悩まずに相談してください。一緒に考えていきましょう。

※御自身が出産や子育てに悩んだら、相談しましょう。

※子育てに悩む親がいたら、相談を勧めましょう。

旭川市子ども総合相談センター

☎26-5503

旭川市10条通11丁目 月～金／8:45～17:15 土・日・祝日・年末年始は休み(月・木の電話相談は20:00まで)

北海道旭川児童相談所

☎23-8195

旭川市10条通11丁目 月～金／8:45～17:30 土・日・祝日・年末年始は休み(虐待等の緊急の場合は24時間受付)

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189(いちはやく)

※お近くの児童相談所につながります。 ※一部のIP電話からはつながりません。※通話料はかかりません。



オレンジリボンは
児童虐待防止の
シンボルです

2004年9月、栃木県小山市で幼い二人の兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ込まれて亡くなるという痛ましい事件が起こりました。

その事件をきっかけに、子どもの虐待防止を目指した小山市の団体が2005年に始めたのがオレンジリボン運動です。

現在はNPO法人児童虐待防止全国ネットワークが主体となって、全国的に活動を広げています。

あなたにできること

- 子育て中の親子には、優しいまなざしをお願いします
- オレンジリボンを身につけて、活動の輪を広げましょう
- 子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まずに相談しましょう
- 虐待で苦しんでいる子どもは、がまんしないで相談しましょう
- 虐待と思われる事実を知ったときには通告してください
- 家族と暮らせない子どもたちの親代わり(里親)になりませんか?
- 関心のある方は相談してください

